

## 政令番号66 1,2-エポキシブタン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	1.5E+1			15.0				15.0
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	7.9E+0			7.9		4.0E-1	0.4	8.3
13	東京都								
14	神奈川県	2.2E+1			22.0				22.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県	1.1E+1			11.0				11.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.9E+1			29.0				29.0
24	三重県	3.4E+1			34.0		3.5E+2	350.0	384.0
25	滋賀県								
26	京都府	1.3E+1			13.0				13.0
27	大阪府	6.1E+2			610.0		8.0E+2	800.0	1,410.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	7.8E+0			7.8				7.8
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		7.5E+2			749.7		1.2E+3	1,150.4	1,900.1

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。